

NO. 416
平成11年(1999)
5/1(土)



小笠原 —OGASAWARA— 村民だより

編集・発行 小笠原村総務課
〒100-2101
東京都小笠原村父島字西町
TEL04998(2)3111
FAX04998(2)3222

住民基本台帳登録者数 (4/1)	3月気象状況(父島)	ダム貯水量
2413人	最高気温 26.0℃	4/26現在
父島 母島	最低気温 15.9℃	父島
人口 1968人 445人	平均気温 20.4℃	100/100
世帯 1095 223	平均湿度 84%	母島
短期滞在者 156人 66人	月降水量 163.0mm	100/100

ホームページアドレス

<http://www.Islands-net.metro.tokyo.jp/ogasawara/>

小笠原の花・木・鳥・魚

花 ムニンヒメツバキ 鳥 ハハジマメグロ
木 タコノキ 魚 アオムロ

統一地方選挙の結果

四月十一日、二十五日に行われた統一地方選挙の結果は次の通りでした。

東京都知事選挙

投票率	父島 六一・三四%
母島 七〇・一四%	
計 六二・九九%	

候補者別得票数 (小笠原村開票区)			
ドクター・中松	34票	小山 しんいち	2票
宮崎 喜文	3票	鈴木 博之	0票
三上 満	154.941票	石原 慎太郎	388票
立岡 正一	1票	柿沢 こうじ	82票
津田 宣明	0票	はとやま 邦夫	98票
さとう ぶんじ	3票	羽柴誠三秀吉	3.058票
中川 秀樹	1票	おおあみ義明	1票
川上 俊夫	1票	明石 康	261票
鈴木 昭治	0票	石田 和男	0票
ますぞえ 要一	104票	無効投票	22票

小笠原村議会議員選挙

投票率	父島 八二・三六%
母島 八七・〇九%	
計 八三・二五%	

候補者別得票数		
当選	宮川すすむ	191票
当選	いながき いさむ	170票
当選	くしだ真昭	165票
当選	池田望	158票
当選	森下一男	153票
当選	原田りゅうじろう	147票
当選	杉田一男	144票
当選	菊池とし彦	121票
次点	佐々木哲子	105票
	セボレみき子	104票
	無効	18票

村長出張報告

出張期間四月六日～四月二十一日

- ・小笠原自然環境保全対策検討委員会
- ・振興開発特別措置法延長御礼 (国・都)
- ・航空路開設要望
- ・テレビ地上波放送経費負担軽減要望
- ・公共下水道視察 (奥多摩町)

診療所からのお知らせ

午後外来の変更について

小笠原村診療所 (父島) では、毎週水曜日の午後に一般外来を受付けております。

五月五日 (水) は祝日より休診となりますので、翌日五月六日 (木) の午後に一般外来を受付けます。

●受付時間

午後十三時三〇分～十五時三〇分
※午前中に受診できない方等は、是非ご利用下さい。

ゴールデンウィーク中の救急患者について

ゴールデンウィーク中の救急患者については、一九番にて受付けています。一九番では、次のことを連絡して下さい。

- ①氏名・年齢・症状・状態
 - ②電話番号 (宿泊先等)
 - ③事故等の場合は、一一〇番にも連絡する。
 - ④ケガをした場合は、血液・汚れを洗い流す。
- 海でケガをした場合は、できればシャワーを浴びてくること。

【巡回診療 (無料) のお知らせ】

五月九日 (日) から十六日 (日) まで眼科・耳鼻咽喉科の巡回診療を行います。

●受付時間

午前八時三〇分～十一時三〇分
午後十三時三〇分～十五時三〇分まで

●日程

○…実施

父 島		母 島		実施日
十六日(日)	○	十日(月)	○	午前
十五日(土)	○	十一日(月)	○	午後
十四日(金)	○	十二日(水)	○	
十三日(木)	○	十三日(木)	○	
十二日(水)	○	十四日(金)	○	
十一日(火)	○	十五日(土)	○	
十日(月)	○	十六日(日)	○	

小笠原村診療所 (二) 三八〇〇
母島診療所 (三) 二二一五

戦没者の遺族の方へ

戦没者等の遺族に対する第七回特別弔慰金(国庫債券額面二十四万円)が次の戦没者の遺族に支給されます。

① 平成七年四月一日から平成十一年三月三十一日まで公務扶助料、遺族年金等の受給権を持つ者(戦没者の妻、父母等)が全て失権(死亡等)し、平成十一年四月一日において、その年金等の受給権者がいない場合

② 平成七年四月二日から平成十一年四月一日までに弔慰金の受給権を取得し、平成十一年四月一日において、その年金等の受給権者がいない場合

尚、既に第六回特別弔慰金(額面四十万円)若しくは戦没者の妻、父母の特別給付

金を支給されている者、又は第六回特別弔慰金が時効失権した者は支給されません。

問合せ先

村民課 住民係 (二) 三二一三
東京都福祉局 援護福祉課
〇三(五三三〇) 四〇七七

携帯電話からの一一九番通報

四月下旬から父島の一部で携帯電話のサービスが開始されたことに伴い、携帯電話からの火災、救急等の一一九番通報ができるようになりました。

しかし、携帯電話からの通報では次のようなトラブルの心配がありますので、携帯電話から一一九番通報をする際には、次の点に注意して下さい。

- 救急の場合、一一九番通報の後、看護婦から通報者へ電話をかけ直すシステムになっています。このため、できるだけ通話の確実な一般電話からの通話をお願いします。
- 携帯電話からの通報の場合、通話途中で通信が途切れた場合、どこからの通報かわかりませんので、やむを得ず携帯電話から通報する場合には、通信状況が良い場所から発信して下さい。

※ 携帯電話の現在の通話区域は、父島二見湾周辺に限られています。小港、宮之浜等では通話できません。また、清瀬地区も通信状況が安定していません。

携帯電話からの一一九番通報は局番なしの『二一九』です。

総務課 (二) 三二一一

国民健康保険税が

改正されました

十一年度より国民健康保険税の計算方法が改正されました。

●国民健康保険税の計算方法

- ① 所得税 課税標準額×四・五% (変更なし)
- ② 資産割 固定資産税額×五〇% (変更なし)
- ③ 均等割 一人当たり四四〇〇円
↓ 五一〇〇円
- ④ 平等割 一世帯あたり八五〇〇円
↓ 一〇九〇〇円

①～④の額を合算したものが、一年間の国保税になります。

●今回の改定による保険税負担の増加額

世帯員数	1名	2名	3名	4名
改正前	均等割	4,400	8,800	13,200
	平均割	8,500	8,500	8,500
	合計	12,900	17,300	21,700
改正後	均等割	5,100	10,200	15,300
	平均割	10,900	10,900	10,900
	合計	16,000	21,200	26,200
増加額	3,100	3,800	4,500	5,200

国民健康保険の医療費は、保険税と国や都・村からの補助金、診療の際に支払う一部負担金によって支えられています。

医療費が年々増加し続けているなかで、現在の税額では、税収と医療費との差は広がり、国民健康保険運営が硬直化し、運営に支障をきたす恐れがあります。

このような状況にならないよう、今回、税額の改定を行いました。国民健康保険加入の皆様には、是非この点をご理解頂き、納期限内の納付にご協力をお願いいたします。

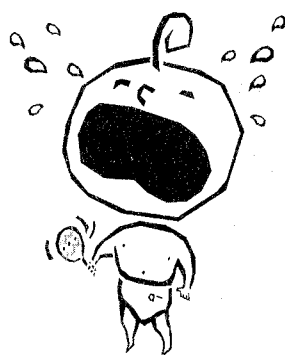
●問合せ先 村民課 住民係 (二) 三二一三

乳幼児健診・歯科健診の

お知らせ

対象者は、三・四ヶ月、六ヶ月、九ヶ月、一歳六ヶ月、三歳になる乳幼児です。右記の対象者には、個別に通知いたします。対象者以外の方で、乳幼児健診をご希望の方は、事前にご連絡下さい。

また、歯科健診も同日開催します。対象者は六歳未満の乳幼児です。歯科健診については予約制となりますので、ご希望の方は事前にご予約をお願いします。



● 今月の実施日程

《父島》

五月二十一日(金) 午後二～四時

地域福祉センター二階

《母島》

五月二十五日(火) 午後二～四時

母島診療所二階

● 問合せ先

地域福祉センター 健康福祉課

保健婦 小谷・堀越

(一) 三九三九

母親学級のお知らせ

安産と元気な赤ちゃんの誕生を願って、母親学級を開催しております。妊娠の成り立ちから分娩の経過、歯科・栄養・保育など様々な内容を用意しております。一コースは四回、父島は約三ヶ月毎に年間四回、母島は年間二回を予定しております。対象の方には個別通知をいたします。尚、ご家族の方のご参加もお待ちしております。

● 父島年間予定 現在開催中の母親学級

《第一回》終了

(母子の歯科保健、妊娠中の栄養など)

《第二回》五月六日(木)

(妊娠の成り立ち、妊娠中の生活と身体の変化など)

《第三回》五月十九日(水)

(沐浴実習、母子保健・福祉サービスなど)

《第四回》五月二十七日(木)

(出産の経過、分娩の準備・呼吸法など)

以後、八・十一・十二月頃に予定しています。

● 母島年間予定

妊婦さんが集まり次第実施します。

● 問合せ先

地域福祉センター 健康福祉課

保健婦 小谷・堀越

(一) 三九三九

肝臓病専門医巡回相談のご案内

保健所では、年一回の肝臓病専門医巡回相談を六月に実施いたします。肝臓に心配のある方や昨年の成人病ドックで肝臓について指摘を受けた方など、この機会をご利用下さい。

	事前検査	個別相談
父島	五月十日 二十一日 八時～九時 土日は除く	六月十四日 八時三〇分～ 十七時 完全予約制
母島	五月十日～ 二十一日 八時～九時 土日は除く	六月十五日 一〇時三〇分～ 十七時 完全予約制

この巡回相談は、事前血液検査(実費負担)をお受けいただき、専門医のエコー診察と併せて総合的な診断を行うものです。予約制になっていきますので五月二十日(木)までに保健所へお申し込み下さい。

● 問合せ先

保健所保健婦 山口 (一) 二九五二

五月はポンコツ車の

島外搬出月です。

小笠原村では、条例によりポンコツ車(自動車等)の島外搬出を義務付けています。

島外搬出は、共勝丸により奇数月に行っており、日程が決まりましたらポスターや防災無線でお知らせします。

条例でいう、自動車等とは次の通りです。

廃車となった
・ 自動車
・ バイク
・ 原動機付自転車

畑や個人の庭に置いてあるポンコツ車も、最後は必ず島外搬出して下さい。

ポンコツ車を出す方は、必ずガソリン・オイルを抜いて持ち込んで下さい。車両にガソリン・オイルを入れたまま出すと、船倉内で引火・爆発する恐れがあります。積み込み時にメーターが残量を示している車両は、その場で抜いていただきますので、ご注意ください。また、車内にゴミを残したまま出さないようにお願いします。

産業観光課 産業観光係 (一) 三二一四

母島支所 庶務係 (三) 二二一一

父島クリーンセンターから

のお知らせ

父島クリーンセンターは、焼却・資源化・

公害防止設備を備えた施設です。施設的能力を最大限に生かし、ごみを適正に処理するため、次の点についてご協力をお願いいたします。

《父島クリーンセンターで

処理できる廃棄物》

1. 父島クリーンセンターで処理することができる廃棄物は、次の通りです。

- ① 家庭系及び事業系の焼却ごみ・資源物
- ② 家庭系及び事業系の粗大ごみ
- ③ 家庭系及び事業系の動物の死体
- ④ 事業系の焼却ごみ・資源物
- ⑤ 産業廃棄物

以上 持ち込み

※但し、多量・処理困難なものは別途指示することがあります。

2. 父島クリーンセンターで受け入れ出来ない廃棄物は、次の通りです。

- ① 再利用が可能なもの
- ・ ドラム缶、ボンベ類など

(島外搬出のこと)

- ② スクラップとして処分可能なもの

・ 鉄屑、自動販売機、建設重機など

- ③ 環境汚染を招くものや爆発する恐れのある危険物など

・ 重金属類、ボンベ類、廃油、ガソリン、火薬類、発煙筒など(専門業者や産業観光課に相談して下さい。)

④ 破砕・焼却が困難なもの

- ・多量の伐開木、丸太など *直径概ね十五cm以上(事前に産業観光課に相談して下さい。)

3. 搬入する際の注意事項は、次の通りです。

- ・必ず村役場で届け出をし、持ち込んで下さい。
- ・受け入れできない廃棄物(上記2)は、持ち込めません。

- ・搬入の際には、必ず許可書を持参し、センターの係員に渡して下さい。
- ・受付時間を守って下さい。

平日 八時から十一時
十三時から十五時

土・日曜日休み。

- ・センターでは、係員の指示に従って下さい。

- ・運搬の際、ごみを路上に飛散させないように注意して下さい。

- ・灯油缶など、中が空洞になっているものは、圧縮してから持ち込んで下さい。

- ・廃材や伐木は、長さを1m以内に切断して下さい。(直径が概ね十五cm以上で処理困難なものは、別途指示することがあります。)

【建設廃材(産業廃棄物)等の処分方針】

1. 産業廃棄物は、原則として排出する事業者(原因者)負担により処分して下さい。
2. 島内で処分出来ないものは、島外に搬出して下さい。
3. 廃車にした重機、鉄屑、ボンベ類などは、

スクラップとして速やかに島外に搬出して下さい。

4. 建物などの解体屑は、処理しやすいよう、袋・ダンボールなどに入れて持ち込むよう工夫して下さい。

5. 多量の伐開木や建設廃材が発生する見込みがある場合は、産業観光課に事前に相談して下さい。

6. ボンベ類や引火物など、危険物は絶対に搬入しないで下さい。

※無断持ち込みやルールを守らない場合、搬入をお断りすることがあります

産業観光課 産業観光係 (二) 三二一四

ごみ収集に関するダンボール箱の取り扱いについて

取り扱いについて

ごみの収集作業を迅速かつ安全におこなうため、ダンボール箱をごみとしてステーションに出される際は、次の通り排出して下さい。

- ・焼却ごみや資源物を、中に入れて出さないで下さい。
- ・必ず折りたたんで下さい。(大きいものは1m以内にして下さい。)
- ・二箱以上出す際は、折りたたんだ後、ひもやガムテープ等で束ねて下さい。

産業観光課 産業観光係 (二) 三二一四

母島支所 庶務係 (二) 二二一一

飼いネコの登録について

四月一日より、小笠原村では飼いネコを登録し、適正に飼養することを義務づける『小笠原村飼いネコ適正飼養条例』が施行されました。飼いネコの登録を趣旨とする条例は、全国で小笠原村が初めてとなります。

この条例は、飼いネコを飼い主が適正に飼養し、最後まで責任をもって面倒を見ることによって、野良ネコの増加を防ぐことを目的としています。

村内でネコを飼っている方は、村役場産業観光課・母島支所にて、飼いネコの登録を行って下さい。(集合住宅にお住まいの方は、登録の際に、住宅の管理責任者によるネコを飼うことについての承諾書が必要になります。)

●持ち物 印鑑

●登録料

・一頭目 五百円

・二頭目以降 一頭あたり三百五十円

●登録を済ませた方に

・飼養登録証

・首輪及び識別の為のペンダント

(不妊去勢手術済の場合は青色、未手術の場合は赤色)

・住居の外部に貼付してネコを飼っていることを示す飼養表示票

以上三点を交付します。

村では、これまで母島において飼い主不明のネコを捕獲して不妊去勢手術を施す『野ネコ対策事業』を実施してきましたが、この条

例によつて父島でも飼いネコと野ネコの識別がつくようになるため、父島においても実施いたします。(実施期間等の詳細については改めてお知らせいたします。)

この条例が効果を発揮するかしないかは飼い主の皆さんのモラルにかかっています。皆さんのご理解・ご協力をお願いいたします。

●問合せ先

産業観光課 産業観光係 (二) 三二一四

伐採届の届出先変更について

森林整備計画に定められている民有林を伐採するためには、森林法により、伐採届を提出する規定がありますが、森林法の改正に伴い、伐採届の届出先が変更されました。

これまでは、小笠原支庁産業課が窓口となっていました。四月一日より新たに村役場産業観光課が窓口となりました。お間違えないよう宜しくお願い申し上げます。

●問合せ先

産業観光課 産業観光係 (二) 三二一四

地域福祉センターの

利用について

地域福祉センターは四月十三日(火)から利用できるようになりましたが、改めてセンターの利用についてお知らせします。

●開館日及び開館時間

火曜日・土曜日 午前九時～午後九時

日曜日及び祝日 午前九時～午後五時

※閉館日 月曜日

閉館時間 十二時から十三時三〇分

※児童図書館、児童遊戯室の利用は、午後五時までとさせていただきます。

●利用手続き

利用の手続き、図書の貸出し、返却は、受付カウンターで行います。その他、センター利用に関することは、受付にお問合せ下さい。

健康福祉課 (二) 三九三九

【地域福祉センター内父島図書室より

新着図書の紹介

『不沈タイタニック』

ダニエル・アレン・バトラー

『憧れのまほうつかい』 さくらももこ

『メス化する自然』 デボラ・キャドバリー

『何もなくて豊かな島』 崎山克彦

『老人力』 赤瀬川原平

『国が海に消えていく』 助安由彦

『星野道夫の仕事 第一巻 カリブーの旅』 星野道夫

『いま、非情の町で』 鎌田慧

『これからのエコロジー住宅』 吉田桂二

『森へ』 ジーン・ヘグランド

『ゴールドラッシュ』 柳美里

『本は楽しい』 赤川次郎

『沖縄やんばるの森』 伊藤嘉昭

『夜は暗くはないかい』 乾正雄

『自然環境とのつきあい方』 1～5

岩波書店

『百匹目の猿』 船井幸雄

『快癒力』 篠原佳年

『小説・聖書』 旧約篇・新約篇

ウォルター・ワングリン

『わたしの家はどこですか』

ラリー・ローズ

『パスワードは、ひ・み・つ』 松原秀行

『かばくんのふね』 中谷千代子

『はく、お月さまとはなしたよ』

フランク・アッシュ

『星空の話』 関口シユン

※他にも多数あります。貸出期間は2週間

以内です。希望者が多いのでお早めに

返却下さい。

小笠原いま・昔 (二十二)

思い出草 (尚美 (じょうび) 園と清見寺)

弟はどうしても尚美園 (私設幼稚園) に行きたいと言ったので、一年間だけ入園することになりました。猪子園長先生は、牧師さんのような黒っぽい長い洋服を着て、黒い靴を履いた背の高い方でした。

登園の時間になると、子供達は園長先生の家の前に集まり、先生がお見えになると『尚美園の先生がいらいした。』と声を合わせて唱えながら、先生と一緒に登園してました。みんなとても楽しそうでした。弟はけんかや意地悪もしたようですが、なんとか一

年間を過ぎました。

尚美園は、新しく出来たグートボール場のあたりと思われれます。タマナの防風林に囲まれた緑陰の中の園舎が目につかびます。

すぐ近くに清見寺がありました。木々に囲まれ木陰ばかりで一寸うす暗く、恐い感じがしました。正月十六日とお盆の十六日の『やぶ入り』には『地獄の釜の蓋も開く』ということからでしょうか、曼陀羅と地獄変相の絵を見せてくれました。

大きくて立派な掛軸が、うす暗い本堂の奥の左右に掛けてありました。左手の掛軸には、針の山や血の池、釜ゆで、舌を抜かれている亡者、赤鬼や青鬼に追われている亡者、そして恐ろしい顔をした閻魔様と、地獄の絵が描いてありました。

恐いので真正面に見ることが出来ず、顔に両手を当てて指のすき間から恐る恐る見ました。一緒に見に行つた弟妹や従兄弟達も、恐々見ていました。恐いもの見たさに、いつも見に行きました。『悪い事をしたり嘘をつく』と地獄に落ちてあの絵のようになるから、悪い事をしたり嘘をついてはいけませんよ。』と両親にいつも言われました。

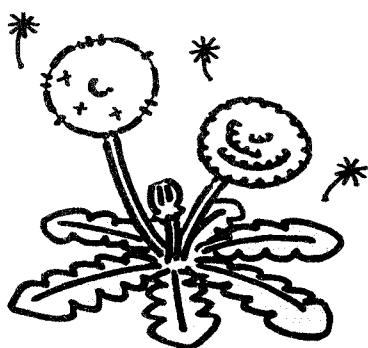
清見寺の入口に『こう子地蔵』(こうの文字がわかりません)が安置してありました。母から聞いた悲しい話ですが、大島こう子さんは二年生の時に亡くなったそうです。

普段から病気がちだったお母さんが、或る夜高熱を出したので、こう子さんが医者に薬をもらいに行くことになりました。二三日前から風雨が強く、その夜も雨が降っていて、増水していた沖村川に落ちて流されてしまっ

たようです。いつ迄待ってもこう子さんが帰って来ないので、両親が心配して、父親が医者を訪ねたところ『見えていません。』という返事に驚き、明るくなるのを待って、村の人や消防団の人達と手分けをして搜索したところ、左町の海岸の砂の中から、水色の合羽を着たこう子さんの遺体を見つけたとのことです。

両親は愛娘の冥福を祈り、お地蔵様を祀りました。それがいつの間にか『こう子地蔵』と呼ばれるようになったとのこと。やがてお母さんも元気になり、父親の転勤で家族も内地へ帰りました。その後任が私の父で、母島担当区勤務となったのだそうです。先日、母島を訪ねる機会がありました。『こう子地蔵』はかすかな笑みをたたえ、道行く人を静かに見守っていました。お線香を手向け、ご冥福をお祈りいたしました。

(森田嘉子)



村役場人事異動

転出 三月三十一日付

松山悦文 (総務課長)

武藤博道 (企画財政課長)

春田邦孝 (建設水道課長)

大島 武 (母島診療所)

転入 四月一日付

診療所

新藤克之 (東京都)

異動 四月一日付

医師

診療所 (母島診療所)

田口 健 (小笠原村診療所)

【課長級】

総務課長

湯村義夫 (母島支所長)

企画財政課長

長堀 茂 (建設水道課副参事)

企画財政課副参事 (企画担当)

森田裕一 (産業観光課課長補佐・産業観光係長)

企画財政課副参事 (航空路開設担当)

佐々木英樹 (企画財政課課長補佐・財政係長)

今野 満 (議云事務局)

健康福祉課長

樋口 博 (村民課課長補佐・福祉プラザ開設準備担当)

診療所事務長

箭内浩弥 (村民課副参事)

建設水道課長・工務係長事務取扱

増山一清 (建設水道課課長補佐・工務係長)

建設水道課副参事 (建設担当)

建設水道課事務取扱

篠田千鶴男 (建設水道課課長補佐・建設係長)

母島支所長

延島冬生 (教育委員会事務局)

出納課長・出納係長事務取扱

菊池元弘 (総務課課長補佐・税務係長)

議云事務局長

斎藤 実 (村民課長)

教育委員会事務局教育課長

島田綱子 (収入役室出納係長)

【課長補佐級】

総務課課長補佐・総務係長

杉本重治 (総務課総務係長)

健康福祉課課長補佐・父島保育園長

菊池いづみ (村民課父島保育園長)

健康福祉課課長補佐

坂本 剛 (村民課父島保育園主査)

【係長級】

総務課税務係長

大塚宏幸 (建設水道課工務係主任)

総務課総務係主査 (島しよ振興公社派遣)

櫻田 誠 (総務課総務係主任・島しよ振興公社派遣)

企画財政課財政係長

菊池康彦 (企画財政課企画財政係主任)

健康福祉課健康福祉係長

及川英典 (企画財政課企画係主任)

診療所診療所係長

佐々木裕美 (村民課診療所係長)

セーボレー悦子 (村民課診療所係主査)

産業観光課産業観光係長

町田健太郎 (企画財政課企画係長)

【主任級】

総務課税務係主任

小林修一 (総務課税務係)

企画財政課用地係主任

中村祐子 (企画財政課企画係主任)

健康福祉課健康福祉係主任

田久保洋 (村民課住民係主任)

産業観光課産業観光係主任

町井和博 (産業観光課産業観光係)

建設水道課上下水道係主任

岩本弘幸 (建設水道課上下水道係)

母島支所庶務係主任

奥村美津子 (母島支所庶務係)

母島支所施設係主任

原田和茂 (母島支所施設係)

【主事級】

企画財政課企画係

大田泰史 (母島支所庶務係)

村民課住民係

嶋 太郎 (村民課福祉プラザ開設準備担当)

村民課住民係 (選挙管理委員会事務局兼務)

吉水 斉 (総務課総務係)

健康福祉課健康福祉係

堀越直子 (村民課住民係)

健康福祉課父島保育園

松澤寿恵 (村民課父島保育園)

健康福祉課父島保育園

竹澤あかね (村民課父島保育園)

健康福祉課父島保育園

鶴田みどり (村民課父島保育園)

健康福祉課父島保育園

伊藤千栄子 (村民課父島保育園)

診療所診療所係

和田 東 (村民課診療所係)

診療所診療所係

相馬美樹 (村民課診療所係)

診療所診療所係

瀬川貴子 (村民課診療所係)

診療所診療所係

磯野宏子 (村民課診療所係)

診療所診療所係 (母島診療所)

佐藤奈津子 (母島支所庶務係)

診療所診療所係 (母島診療所)

加藤純子 (母島支所庶務係)

診療所診療所係

橋本あゆみ (村民課診療所係)

母島支所庶務係

星 裕也 (総務課総務係)

出納課出納係

菊池ひろみ (収入役室出納係)

議云事務局

岡部佳代 (村民課住民係)

採用 四月一日付

【係長級】

建設水道課付

坂本 茂

【主事級】

総務課付

関守典子

総務課付

山田明子

企画財政課付

石原洋介

企画財政課付

村山あや

健康福祉課付

大橋美奈

健康福祉課付

小谷妙子

建設水道課付

森本誠一

退職 三月三十一日付

特別職

佐藤直人

(助役)

三原 實

(収入役)

一般職

西田昌弘

(村民課)

奥寺瑞緒

(村民課)

佐藤 晶

(村民課)

内田滋子

(議会事務局)

退職 四月十五日付

神蔵弥生

(産業観光課)

大盛況！母島フェスティバル

去る、三月二十二日(月)父島二見港船客

待合所内でプレイイベントが、三月二十八日

(日)には母島漁協水産物販売センターと支

所駐車場にて母島フェスティバル(メインイ

ベント)が開催されました。今回は各農産物

の「旬」の時期でもあり、多くの特産品を展

示・即売することができました。両日とも、

多くのお客様が来場され、自慢の母島特産品

を皆様にご覧いただくことができました。母

島フェスティバルは島の各産業(観光・漁業・

農業・商業)が連携して造り上げる、手作り

の産業祭です。今後も母島のすばらしい特産

品をもっと気軽に入手できる環境を提供でき

ますよう、一層努力をしてまいります。次回

の母島フェスティバルは六月十四日(月)、

クルーズ客船「新さくら丸」母島寄港時に開

催予定です。どうぞ、ご期待下さい。

母島フェスティバル実行委員会

第二回 介護支援専門員

実務研修 受講試験のお知らせ

平成十二年から施行される介護保険制度に
おいて、利用者のケアプランを作成する介護
支援専門員として、従事するための受講試験
が左記の通り実施されます。

●試験日

七月二十五日(日)

●受験申込期間

五月十七日(月)～五月三十一日(月)

※受験方法等の詳細は、お問合せ下さい。

健康福祉課 (二) 三九三九

ははじま丸時刻表の

訂正について

お配りしている、ははじま丸時刻表に誤り
がありました。次の通り訂正するとともに謹
んでお詫び申し上げます。尚、五月の下に波
線のアンダーラインが入った時刻表はすでに
訂正してあります。お手持ちの時刻表を今一
度お確かめ下さい。

(誤) 五月の母島発着日帰り便

五月八日(土)

(正) 五月の母島発着日帰り便

五月十五日(土)

※五月八日(土)は日帰り便の運航はあり
ません。

従って、五月七日(金)のははじま丸は

・父島発七時三〇分、母島着九時三〇分

・母島発十四時、父島着十六時となります。

五月八日(土)は入港接続便のみ運航い
たします。尚、五月十四日(金)は父島発七

時三〇分、母島着九時三〇分のみとなり、母

島発十四時便はなくなりますので、ご注意下さ
い。

伊豆諸島開発(株) 母島代理店

(二) 二三三二

母島巡回労働相談のお知らせ

小笠原総合事務所では、毎月『母島』にお
いて、担当職員による労働相談を実施してお
ります。五月の相談日時は次の通りです。尚、『父島』においては、随時相談をお受
けしておりますので、小笠原総合事務所まで
お問い合わせ下さい。

●実施日時

五月三十一日(月) 十七時から十八時

●実施場所

母島村民会館 二階和室

●相談内容

- ・労働条件(賃金、労働時間、安全衛生等)
- ・労災保険(加入、労災給付金等)
- ・求人求職(求人求職申込)
- ・雇用保険(加入、失業給付等)

●問合せ先

小笠原総合事務所 業務課 (二) 二二〇二

テレビ視聴管理総合組合

加入のお願い

皆さんが現在ご覧になっている地上波放
送は、民間の通信衛星を介して本土電波を送
信、小笠原村にて受信するといった、今まで
にないシステムを採用し、平成八年四月より
本土のテレビ放送をリアルタイムで楽しんで
いただいております。

しかし、この通信衛星の使用料は、年間約

四億円、また電波を送信・配信する施設の維持管理費など合計すると約五億円近くかかります。これらを東京都・放送事業者・小笠原村(村民を含む)で分担することになっていきます。

そこで、テレビをご覧になる方には、一般世帯の場合、月々三千円の利用料のご負担をいただいております。また、この利用料の取りまとめと施設の維持管理を行なう主体として「小笠原村テレビ視聴管理組合」が設立されました。皆さんには組合員として加入いただき、利用料をお支払いの上、地上波テレビ放送をご観くださるようお願いいたします。

●受付場所

・テレビ視聴管理組合(村役場第二庁舎)
・村役場母島支所

●問い合わせ先

小笠原村テレビ視聴管理組合

(一) 三五一〇

小笠原高等学校

図書館開放のお知らせ



●開放日時

祝祭日を除く
毎週水曜日 十七時から十九時まで
毎週土曜日 十五時から十八時まで

【五月の開放日】

一日(土)
八日(土) 十二日(水)
十五日(土) 十九日(水)
二十二日(土) 二十六日(水)
二十九日(土) の八日間です。

●新着本紹介

今回はおもしろ事(辞)典を・辞(事)書をそろえてみました。

「日英比較ことわざ辞典」、「カタカナ語を英語にする辞典」、「トラベル英会話辞典」、「ホームステイ英会話辞典」、「ロコ気分て話すビーチ英会話」、「ことわざの缶詰」、「さかさ言葉(回文)のすべて」、「さようなら」の辞典、「へつまつぎ」の辞典、「世界毒舌大辞典」、「文書・文例辞典」、「ことは遊び辞典」等々です。

職員玄関脇に返却ボックスを用意しました。いつでも都合の良い時に来校され、返却できますので、どうぞご利用下さい。

●問合せ先

小笠原高等学校 (一) 二三四六

春の行政相談週間

の実施について

「春の行政相談週間」は、行政相談制度について、広報及び行事を重点的に実施し、広く国民の皆様と同制度への理解を深めて頂くものです。

毎日の暮らしの中で、役所などの仕事に

関する苦情や意見・要望はありませんか。そのような時は、行政と住民とのパイプ役として総務庁長官から委嘱された行政相談委員が相談に応じています。お気軽にご相談下さい。(相談料は無料です。)

「小笠原村行政相談委員」

本原彬夫(一) 二二二二

「行政苦情 一〇番」

(関東管区行政監察局)

TEL 〇三(三三三三) 一一〇〇

FAX 〇三(三三二四) 二二二〇

●実施期間

五月十六日(日) ～ 二十二日(土)

小笠原国立公園施設の

一時休止のお知らせ

小笠原国立公園母島西台線歩道を集中豪雨による崖崩れのため、次の通り一時休止いたします。

●小笠原国立公園施設の一時休止について

〈施設名〉 母島西台線歩道

〈所在地〉 小笠原村母島字衣館

〈延長〉 一・四キロメートル

〈休止期間〉 復旧作業が完了するまで

●問合せ先

小笠原支庁土木課 自然公園係

(一) 二二三三

原付免許試験のお知らせ

●実施日時

五月二十三日(日)

〈受付時間〉

午前八時三〇分～午前九時

※ 時間に遅れた方は受験できません。

●場所

小笠原警察署 二階講堂

●必要なもの

① 住民票

(本籍記載・小笠原村役場に届出のあるもの)

② 写真一枚

(縦三・〇cm×横二・四cm 無背景)

③ ボールペン黒

④ 受験手数料 七三〇〇円

〈内訳〉

受験料 一六〇〇円

免許交付料 一八〇〇円

実技講習料 三九〇〇円

※ お釣の無いように願います。

●実技講習の実施

学科試験合格者に対し、実技講習を実施しますので、運転に適した服装で受験をして下さい。(サンダル不可)

●問合せ先

小笠原警察署 交通係 (一) 二二〇一〇

東京法務局、商業・法人登記簿の謄抄本・資格証明書及び閲覧の取扱いの変更について

五月二十四日(月)からコンピューター処理への切り替えに伴い、従来の商業・法人登記簿の謄本、抄本に代えて登記証明書を、代表者の資格証明書に代えて代表事項証明書を発行いたします。これらの証明書は、民法、民事執行法、その他法令の規定の適用については登記簿の謄本、抄本及び資格証明とみなされます。

また、閲覧はシステムの性質上できなくなりますので、これに代えて、登記事項の主要部分を記載した登記事項要約書を発行いたします。(※コンピューター処理への切替えに伴って閉鎖される商業・法人登記簿の謄本・抄本、閲覧の取扱いについては現行どおりで変更はありません。)

尚、コンピューターにより、登記事務を取扱っている登記所は左記の通りです。

- 不動産及び商業・法人登記事務
本局(平成十一年五月二十四日開始)
- 不動産及び商業登記事務
- ① 港 出張所 ② 台東出張所
- ③ 墨田出張所 ④ 品川出張所
- ⑤ 渋谷出張所 ⑥ 新宿出張所
- ⑦ 豊島出張所 ⑧ 城北出張所

●不動産登記事務

- ① 目黒出張所 ② 中野出張所
- ③ 板橋出張所 ④ 北 出張所
- ⑤ 練馬出張所 ⑥ 江戸川出張所
- ⑦ 多摩出張所 ⑧ 田無出張所

●問合せ先

東京法務局 法人登記部門

〇三(三三二四)六三二(代)

農業講座

『シカクマメの苗を作ってみましょう。』

小笠原亜熱帯農業センターでは、小笠原農業を理解して頂くために、村民の方を対象に、農業講座を開きます。今回は亜熱帯性の野菜であるシカクマメ苗を作り、育てて頂きます。興味のある方はご参加下さい。

●日時

五月九日(日) 十時より
雨天決行

〔集合場所〕 農業センター本館前

〔参加費〕 無料

〔持ち物〕 なし

〔栽培管理〕 参加者が当番制で灌水となります。

●問合せ先

亜熱帯農業センター 担当 吉原

(二)二二〇四

平成十二年歌会始のお題及び

詠進歌の詠進要領

●平成十二年歌会始のお題

「時」と定められました。

(※詠進歌には、「時」又は「とき」の文字か、「時代」のように「時」の入った熟語を詠み込んで下さい。)

●詠進歌の詠進要領

① 詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限りです。

② 用紙は、半紙(習字用の半紙)とし、毛筆で自書して下さい。但し、海外から詠進する場合は、毛筆、半紙以外を使用できます。

③ 病気又は身体障害のため自筆することができない場合は、代筆もしくはワープロなどの機器を用いて詠進することができます。

《代筆による場合》

別の紙に代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を書いて詠進歌に添えて下さい。

《ワープロなどの機器を使用する場合》

A四判白無地の用紙を横長に用い、書式図に従って詠進して下さい。また、これらの機器を使用した理由を別紙に記して必ず詠進歌に添えて下さい。

尚、視覚障害の方は、点字で詠進して下さい。

④ 書式は、半紙を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、氏名(本名、ふりがなつき)、生年月日

及び職業(なるべく具体的に)を縦書きで書いて下さい。(左図参照)

(※主婦の場合は「主婦」と、無職の場合は「無職」、以前に職業に就いたことのある場合には、もとの職業を書いて下さい。)

書式図(横長)

お題 「時」	〃、〃、〃、〃、 〃、〃、〃、〃、 〃、〃、〃、〃、	(山折り)	〒 住 所	氏 名 ふりがな	職業
生年月日					

●注意事項

次の場合には、詠進歌は失格となります。

- ① お題を詠み込んでいない場合
- ② 一人で二首以上詠進した場合
- ③ 詠進歌が既に発表された短歌と同一又は、著しく類似した短歌である場合
- ④ 詠進歌を歌会始の行われる以前に、新聞、雑誌その他の出版物、年賀状等により発表した場合

- ⑥ 代筆の理由書を添えた場合を除き、
同筆と認められる全ての詠進歌
- ⑦ 住所、氏名、生年月日、職業を書いているもの、その他この詠進要領にない場合

● 詠進の期間

平成十一年九月三十日 (木)迄

● 郵便の宛先

(当日消印有効)

〒100-8121

宮内庁

(封筒に詠進歌と書き添えて下さい。)

● 問合せ先

宛先 宮内庁式部職

方法 郵便番号、住所、氏名、返信用切

手を貼った封筒を添えて、

九月二十日(月)迄に郵送のこと。

小笠原自然観察指導員

連絡会のコーナー

ザトウクジラはどこへいくの？

小笠原ホエールウォッチング協会

主任研究員 森 恭一

冬から春にかけて、ほぼ毎日のように小笠原周辺の海域に姿を現していたザトウクジラも、五月中旬までにはこの海域からすっかり姿を消してしまいます。小笠原のザトウクジラはどこで夏を過ごしているのでしょうか？残念ながらその答えはまだ分かっていません。アメリカのカランボキディス博士らの研究

グループは、北太平洋のいろいろな場所で一
九九一年から一九九三年の間に尾びれの腹側
の模様を利用して個体識別されたのべ三六五
〇頭のザトウクジラの資料を用いてこのクジ
ラの移動を調べました。

この研究には、小笠原で行われている調査
結果も提供されており、小笠原でこの間に個
体識別された二五七頭のうち、夏季には南ブ
リティッシュコロンビア、北ブリティッシュ
コロンビア、コディアック島にそれぞれ一頭
ずつ移動していることが明らかになりました。
(下図を参照) これまでも北米大陸西岸の北
部に小笠原で冬を過ごしたザトウクジラが移
動していた例が知られていますが、いずれに
してもその割合は極めて小さいことから、北
米大陸沿岸への回遊はどちらかというと例外
的なものと考えられています。

では、小笠原に来ていたザトウクジラはい
ったいどこへ行ってしまうのでしょうか。

実は、北海道の東沖からベーリング海西部
の海域にも夏季にザトウクジラが出現するこ
とが知られています。距離的に見ても、小笠
原のザトウクジラがこの海域を夏季に利用し
ている可能性が十分にあるのですが、この海
域では調査がほとんど行われていないことか
ら、その証拠はまだ掴めていません。昨シ
ーズンは五月十五日に蟹島列島で確認された
のが最後の記録です。さて、今シーズンはいつ
まで見られるのでしょうか？

● 皆さんからも、身近な自然について興味深
い情報がありましたら、ご連絡ください。

担当 清水 (一) 三三八六

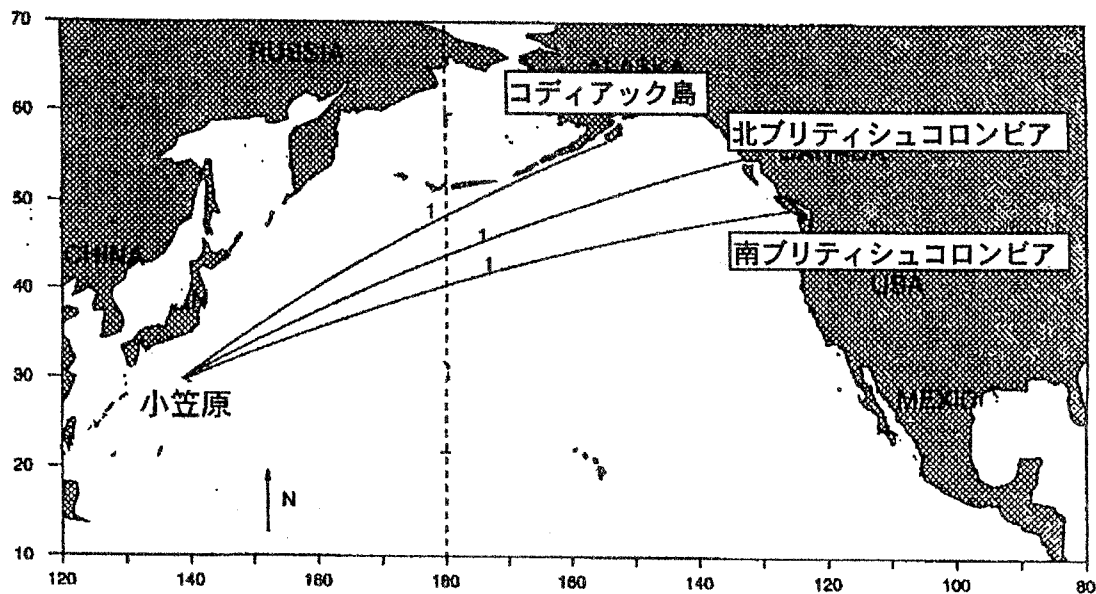


図 小笠原のザトウクジラの移動例 (夏季) Calambokidis et al, 1997を改変

第5期宮之浜道

宅地分譲のお知らせ

村では本年度、第5期宮之浜道宅地分譲を次のとおり実施いたします。

なお、詳細は分譲要綱に記載してありますので、分譲を申し込む際は、必ず分譲要綱をご覧ください。

分譲要綱は、企画財政課用地係及び母島支所庶務係において配布します。

一、分譲地所在等

(一) 所在地

小笠原村父島字宮之浜道

(二) 地目

宅地

(三) 分譲区画数及び一区画面積

十区画

二二六、〇四㎡

四九三、六〇㎡

(四) 分譲区画図及び分譲価格

裏面の図、価格表のとおり

二、分譲申込者の資格

分譲を申し込むには、次の全ての条件を満たしている必要があります。

(一) 自ら居住するための住宅を必要とする方。

(二) 申し込み期間の初日現在、小笠原村に住民登録又は、外国人登録をしており、居住している方。

(三) 契約締結の日から五年以内に自ら居住するための住宅を建設できる方。

(四) 現に同居し、又は同居しようとする親族（事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚約者を含む）がある方。

(五) 所定の日までに譲渡代金の全額を支払うことができる方。

(六) 小笠原村の集落地域内に、自ら居住することのできる土地を所有していない方。

(七) 小笠原村の集落地域内に、自ら居住する住宅を現に所有していない方。

(八) 村に対する全ての債務を完納している方。

三、分譲の方法

「二」の分譲申込資格八項目に加え、次に該当する方を対象に募集を行います。

「Aグループ」第一・二・八・十区画

申込期間の初日現在、引続き三年以上小笠原村に住民登録又は外国人登録をしており、居住している方。

「Bグループ」第三・四・五・六区画

申込期間の初日現在、引続き三年以上小笠原村に住民登録又は外国人登録をしており、居住している方で小笠原島漁業共同組合関係者である方。

「Cグループ」第七区画及び優先順位

第一優先

・硫黄島旧島民で、申込期間の初日現在、引続き一年以上小笠原村に住民登録又は外国人登録をしており、居住している方。

第二優先

・硫黄島旧島民の方。

なお、第九区画につきましては、第三期宮之浜道分譲地第九区画の代替地といたします。

以上の申込みを受付け、一区画に複数の申込みがあった場合は、公開抽選により、当選者を決定します。なお、Cグループについては、優先順位に従って当選者を決定します。

四、譲渡代金の支払い

分譲地の譲渡代金は、譲渡契約締結の際（当選決定から三十日以内）に手付金として十万円、残金全額を平成十一年十二月二十八日（火）までに支払っていただきます。

五、申込期間

平成十一年五月十二日（水）から

平成十一年六月十八日（金）まで

六、申込受付場所

企画財政課用地係、母島支所庶務係

本分譲についてのお問合せは、

企画財政課用地係

TEL 二二三二二二まで

説明会の開催について

第5期宮之浜道宅地分譲の説明会を次のとおり開催いたします。

分譲申込みを希望される方、分譲について詳しく知りたい方は、是非ご参加ください。

一、日時

平成十一年五月十一日（火）

午後六時

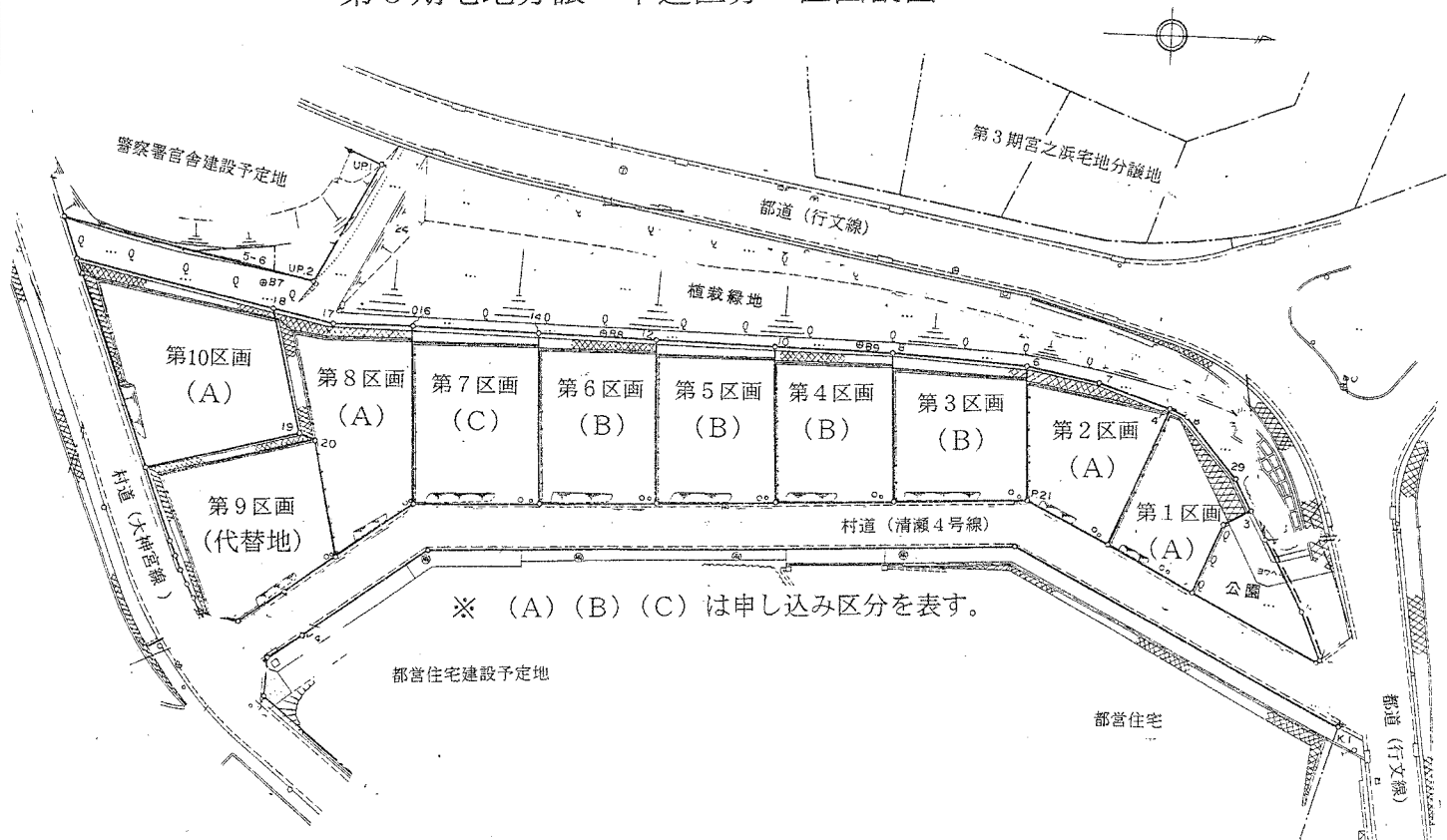
二、場所

小笠原村地域福祉センター

二階 大会議室

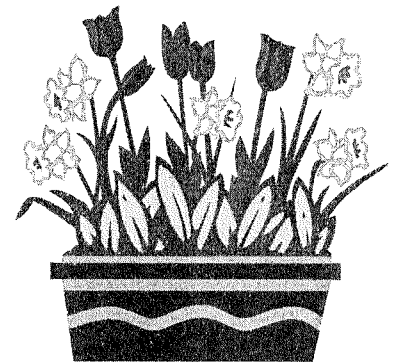


第5期宅地分譲 申込区分・区画割図

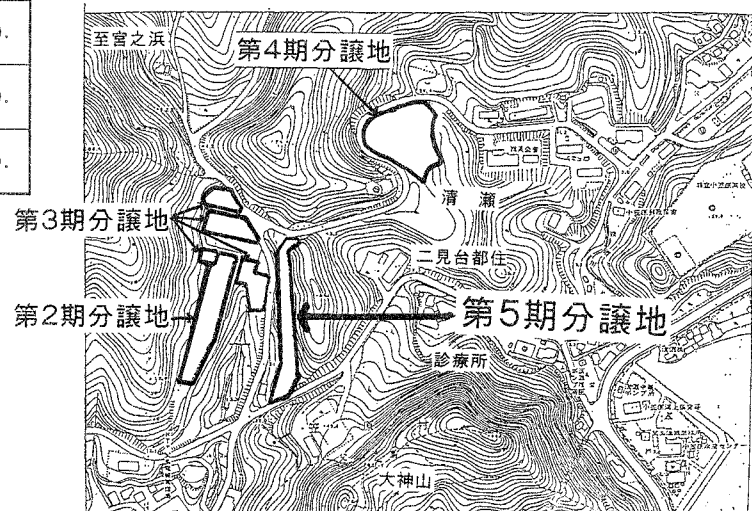


第5期宮之浜宅地分譲地価格表

区分	区画	分譲面積(m ²)	分譲価格(円)	土地代金(円)	造成負担金(円)
A	第1区画	236.04	8,032,000.	685,000.	7,347,000.
A	第2区画	288.24	9,758,000.	836,000.	8,922,000.
B	第3区画	325.84	11,522,000.	945,000.	10,577,000.
B	第4区画	309.76	10,973,000.	898,000.	10,075,000.
B	第5区画	324.75	11,509,000.	942,000.	10,567,000.
B	第6区画	339.35	12,040,000.	984,000.	11,056,000.
C	第7区画	375.21	13,316,000.	1,088,000.	12,228,000.
A	第8区画	389.94	13,599,000.	1,131,000.	12,468,000.
代替地	第9区画	414.44	15,029,000.	1,202,000.	13,827,000.
A	第10区画	493.60	16,955,000.	1,431,000.	15,524,000.



小笠原村第5期分譲地案内図



けんこう通信

第⑩号

健康福祉課

保健婦

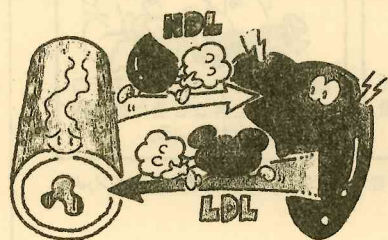
高脂血症といわれたら

＜動脈硬化を促進させ、さまざまな病気を招く＞

高脂血症とは、血液中の脂肪分、つまりコレステロールや中性脂肪が高い状態をいいます。この状態が長く続くと動脈硬化が促進されます。動脈硬化は自覚症状のないままに進行し、脳卒中や狭心症、心筋梗塞などを引き起こす危険因子になります。



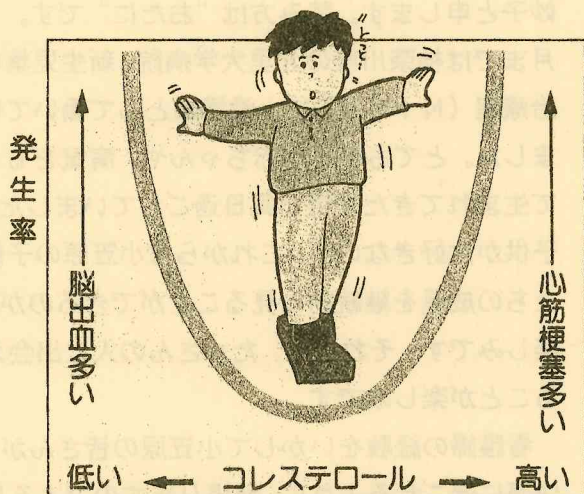
＜コレステロールには“善玉”と“悪玉”がある＞



コレステロールには、動脈の血管壁にたまって動脈硬化を促進する悪玉（LDL）コレステロールと、その悪玉を血管壁から肝臓に運び去る善玉（HDL）コレステロールがあります。善玉を増やし悪玉を減らすように、食生活を中心とした生活改善をすることが大切です。

大切なコレステロール

血中のコレステロールは、生命を維持する大切な働きがあります。しかし、多すぎても少なすぎても健康に悪影響をおよぼします。



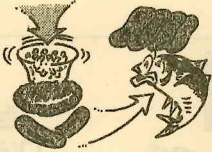
食生活をチェックしましょう

- ・肉の脂身が好き
- ・外食は単品物で済ませることが多い
- ・和食よりも洋食が多い
- ・魚はあんまり食べない
- ・野菜が不足気味
- ・ケーキなどの洋菓子が好き
- ・酒のつまみは魚卵・内臓などの珍味が多い
- ・夜食をよく食べる

※該当項目が多い人は、その項目に
注意しましょう

血中コレステロール値を上げない食事の工夫

①ひき肉を少なく
赤身の肉か魚を多く



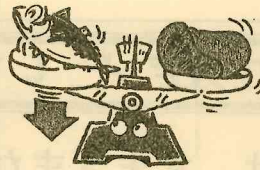
バラ肉、ひき肉、ハンバーグ、ソーセージには飽和脂肪酸が多く含まれます。

②肉の脂身は
なるべく食べない



外食の際も脂身を残しましょう。

③肉と魚は1:1か
魚を多く



青背の魚は、血栓形成を抑制します。

④鶏卵は1日1個か
それ以下に



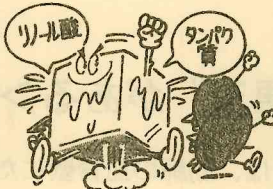
コレステロールが気になる人は週2〜3個に控えましょう。

⑤魚の卵は控えめに



コレステロールが多く含まれるので摂りすぎに注意しましょう。

⑥大豆製品は毎日1回



豆類はリノール酸を含むとともに、重要なたんぱく源です。

⑦野菜は1日2回以上



野菜に含まれる食物繊維は、大腸で不要なコレステロールを吸着し、排出を促します。

⑧あと一口と思った
ところでやめる

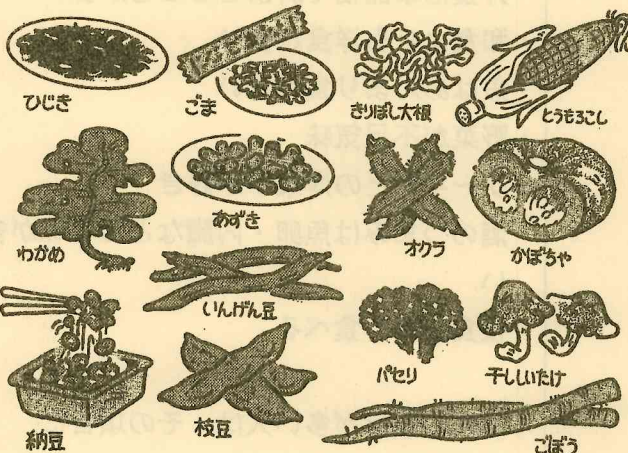


脂肪の摂りすぎは、コレステロール値を上昇させるため、腹8分目を心がけましょう。

「老人保健法による健康教育ガイドライン」より

食物繊維で血中コレステロール値を下げよう

食物繊維を多く含む主な食品

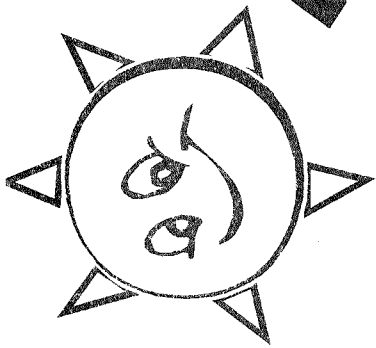


イルカの伝言板



4月3日の船で赴任しました、保健婦の小谷妙子と申します。読み方は“おたに”です。3月までは神奈川県北里大学病院・新生児集中治療室(NICU)で、看護婦として働いていました。とても小さな赤ちゃんや、病気をもって生まれてきた子供と毎日過ごしていました。子供が大好きなので、これからは小笠原の子供たちの成長を継続的に見ることができるのが楽しみです。それから、たくさんの人と出会えるのが楽しみです。

看護婦の経験をいかして小笠原の皆さんが快適に過ごせるように、頑張りますのでよろしくをお願いします。



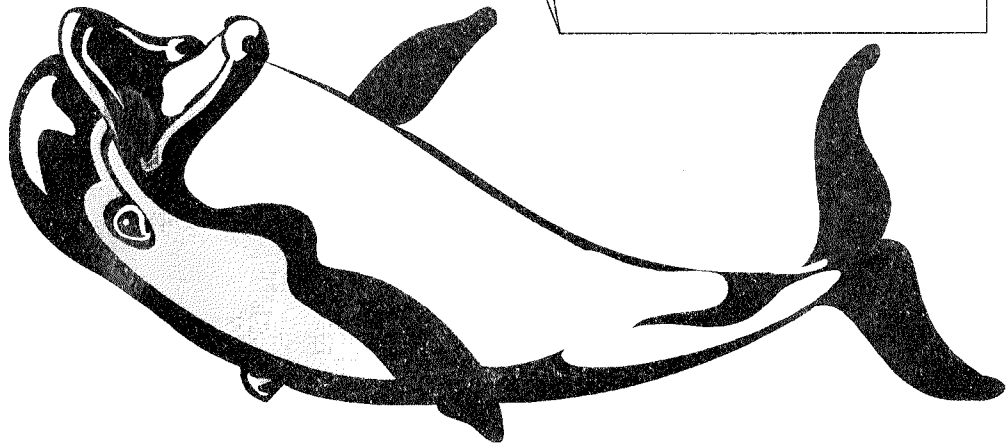
いもまふし

5月3日(月)

9:00~12:00

場所：おまつり広場

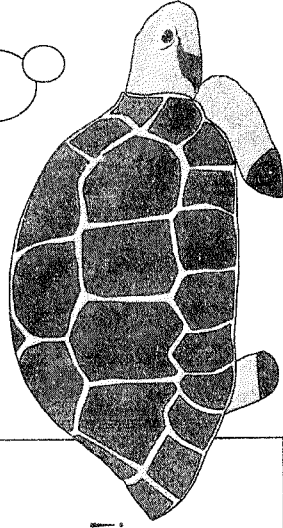
～みんなであそぼ～
★らくがきしようぜ！
★手がた足がた
★わなげ
★おもちやあそぼ
★おとなわとび
★まつかになろう
★ねんど
★おりがみで遊ぼう
★トラポリン
★おもちゃつり
★サッカーボーリング



はじまり ・あいさつ

・開会宣言 (小学校1年生)

○×ゲーム …… だれがさいごまでのこるかな？
だるまさんがころんだ …… うごいたらだめだよ。
くるくるかざぐるま …… くるくるかざぐるまがもらえるよ！
フラッグゲーム…… みんなではたをとるあおう！
みんなであそぼ…… いろんなことであそぼうよ！！



「硫黄島訪島事業」 一般村民参加募集について

小笠原村では、平成7年に「平和都市宣言」をし、戦争の悲惨さ、平和の貴さを理解する地域づくり、人づくりを目指しております。その一環として、本年も硫黄島訪島事業を実施いたします。

参加希望の方は、下記の要領にてお申し込み下さい。

- ①主 催 小笠原村
②交 通 おがさわら丸（父島⇄硫黄島）
③日 程（予定）…現在6月13日発、6月19日発のどちらかで日程の調整をしていますので、下記予定をご参照ください。
- | | | |
|------|-----|----------------|
| 第1日目 | 21時 | 父島 発 |
| 第2日目 | 早朝 | 硫黄島 着 |
| | 8時 | 下船開始 |
| | 10時 | 慰霊祭（祈念公園） |
| | 12時 | 島内視察（班別行動） |
| 第3日目 | 8時 | 下船後 島内視察（班別行動） |
| | 17時 | 硫黄島 発 |
| 第4日目 | 早朝 | 父島 着 |
- *母島から参加の方は、第1日目午後の「ははじま丸」チャーター便を利用できます。
- ④募集人員 約50名
⑤応募資格 現に小笠原村に住所を有する方で、介添え人を必要としないで自らの健康管理のできる方。高校生以上。
なお、応募多数の場合は、村での在住年数の長い方から決定いたします。また平成2、7、10年度の硫黄島訪島事業に参加した方は、応募できません。
⑥募集期間 5月17日（月）から5月20日（木）まで
⑦応募方法 参加申込書（申込先にも用意してあります）に記入の上、参加希望者の住民票を添付してお申し込み下さい。
なお5月25日（火）までに本人宛に参加の可否について通知いたします。
⑧費 用 参加負担金 3万円（食事6食分含む）通知後にお支払い下さい。
⑨申 込 先 村役場企画財政課企画係、または母島支所庶務係
*問合せ先 小笠原村役場 企画財政課企画係 TEL2-3112

参 加 申 込 書

住 所	小笠原村 島字
氏 名	男・女
連絡先	自宅 TEL — 勤務先 TEL —
生 年 月 日	明治・大正・昭和 年 月 日生（ 歳）
備 考	喫煙 有 ・ 無
審 査 欄 (役場記入用)	可 ・ 否
	整理番号 父・母—